

# 中核機関等の設置に向けた自治体・社協における 体制整備チェックリスト

(道社協/2019.10.8作成)

項	目	フィ	備考
<b>1 理解と意識化</b>			
	①権利擁護、成年後見制度を理解する		
	* 成年後見制度利用促進法、国基本計画を確認した		
	* 「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」を確認した		
	* 中核機関の4つの機能を理解した【イメージ化できた】		
	②地域を理解する（地域資源の理解）		
	* ニーズ把握の機関等を把握した		
	* 専門職後見の担い手となる法律・福祉専門職や機関を確認した		
	* 市民後見人の養成・登録状況を確認した		
	* 法人後見受任体制の状況を確認した【実施状況の有無】		
	③地域を理解する（ニーズ把握：気づきを促す）		
	* 家庭裁判所（北海道）から利用者件数を確認した		
	* 地域の相談機関や関係機関等から後見支援が必要と思われる対象者を確認した		
	* 対象者の予測した【将来推計】		
<b>1-1 担い手・受け手の準備</b>			
	※担い手・受け皿の整備		
	* 市民後見人や法人後見の担い手・受け皿の事前整備はできている		
	▣市民後見人養成講座等を開催し登録している		
	▣法人後見事業の実施機関がある（整備予定である）		
<b>2 中核機関等のイメージづくり</b>			
	④庁内での検討（方向性の確認）		
	* 中核機関等の設置・運営形態を検討した		
	▣設置の区域：「単独」か「広域」かを検討した		
	▣運営の主体：「行政直営」か「委託」かを検討した		
	▣「委託」の場合、4機能すべてを委託するかを検討した		
	▣担い手として、「市民後見人」「法人後見人」をどうするか検討した		
	▣市民後見人の管理方法として、「講座修了者名簿保管（対応）」もしくは「登録制度」で管理するかを検討した		
	* 市町村長申立てに関する事務を、中核機関に委託するか検討した		
	* 中核機関等の設置時期と場所、予算等について、市町村計画策定も踏まえて検討した		
	▣設置時期と場所を検討した		
	▣予算等について確認した		
	* 中核機関等設置のための設置準備会（委員会）を検討した		
<b>3 具体的な推進方策検討～確定</b>			
	⑤設置準備会（委員会）での検討・確定		
	* 外部関係者を交えた設置準備会（委員会）を設置した		

	* 庁内検討で整理した中核機関等の設置・運営形態を検討・確定した		
	* 庁内連携の再確認を行った【次年度事業計画反映・予算確保】		
	* 確定内容について家庭裁判所等関係機関と調整した		
	■ 市民後見に求める役割について検討（調整）した		
	■ 町内の成年後見相談の現状を確認した （町内の成年後見に関する傾向を理解することで、中核機関等の体制整備（人員や配置内容等）に反映することができる）		
	■ 家庭裁判所とのマッチング内容等に確認した		

参考) ニーズ把握において、必要な人が何人いるか具体的に考えてみる	人数
● 本人の判断能力が不十分であるため、 <u>消費者被害に遭ったことがある</u>	
● 本人の判断能力が不十分であり、 <u>不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない</u>	
● 本人の判断能力が不十分であり、 <u>必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している</u>	
● 本人の判断能力が不十分であるため、 <u>預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある</u>	
● 本人の判断能力が不十分であるため、 <u>家族等から上記以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある</u>	
● 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、 <u>管理すべき財産が多額（おおよそ1000万円以上）である</u>	
● <u>税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない</u>	
● 本人の判断能力が不十分であり、 <u>商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない</u>	

（参考：平成29年度「地域における権利擁護体制構築セミナー」における厚労省説明資料より）